

314

日本の憲政を 確立すべし

維新制度研究會發行

特254

355

松克磨著

(維新パンフレット第二編)

10セソ



始



決 議

庶政一新の基本的且つ先決的内容は國體原理を明徴して自由主義政治形態を改革するにある。現在の個人主義に立脚したる朋黨的政權争奪の政治形態が我が一國一家の道德的全體主義と本質的に背馳し、其の結果政治を荼毒し道義を破壊し、國運の進展に大なる障礙をなした事は明白である。彼等政黨政治家は憲法擁護に名を籍り故意に憲法政治即政黨政治なりと妄斷して國民を欺瞞し功利亡國的政治形態を維持すべく狂奔しつゝあるが、我が帝國憲法の精神は皇國独自の議會制度の確立とその機能の發揮を要求し、斷じて輸入的議會中心政治と相容れざるものと確信する。今や内外の時局益々急迫を告ぐる時、我等同志は茲に立つて自由主義政治形態絶滅のため一大思想運動を展開し、政黨政治家の猛省を促し、一方軍部をして皇軍の使命に鑑み舉軍一體の下庶政一新に邁進せしむべく鞭撻し、他方國民に正しき認識を與へ、純正なる國論を喚起し、以て維新運動促進に一臂の貢獻を致さんとするものである。我等は同心協力、一切の派閥感情を清算し強正なる統一力を以て飽くまで初志貫徹に直進せんことを誓ふ。

昭和十一年十二月三日

維新制度研究會

特254
355



赤松克麿 著 (維新パンフレット第二編)

日本の憲政を確立すべし



維新制度研究會發行

目次

| | |
|--------------|------|
| 一、憲政擁護論の批判 | (一) |
| 二、自由主義政治學の誤謬 | (三) |
| 三、政黨政治の本質 | (五) |
| 四、政黨政治の必然性 | (七) |
| 五、民意暢達の眞意義 | (一〇) |
| 六、英國主義の排斥 | (一七) |
| 七、超然主義の憲法 | (二二) |
| 八、伊藤公の卓見 | (二六) |
| 九、日本議會の本質 | (三一) |
| 一〇、日本獨得の憲政 | (三四) |

一、憲政擁護論の批判

最近、既成政黨方面から憲政擁護の叫びが擧げられつゝあるが、彼等の主張する所が正しい意味に於ける憲政擁護かどうか、國民の嚴正に批判しなければならぬ問題である。若し日本の憲政が現在危殆に瀕して居るならば、彼等既成政黨の奮起を俟つまでもなく、國民は擧つて憲政擁護に起たなければならぬ譯だ。ところが國民は既成政黨の憲政擁護論に對して案外冷靜である。彼等笛吹けども大衆踊らずである。國民は憲政の危機といふよりは寧ろ政黨の危機を認めて居る。滿洲事變以來、政治部面に於て政黨の勢力が著しく後退し來つたのは事實である。しかしそれは彼等の政治イデオロギー及び政治能力を以てしては、到底此の非常時局を乗り切る能はざるが故に彼等の没落を招來したのである。即ち彼等は既に時局擔當力を失つたのだ。恰も春過ぎて花が散つたやうなものだ。

然し乍ら政黨政治と立憲政治とは同一物ではない。政黨政治が没落過程に立つからと云つて、立憲政治そのものが危機に立つとは考へられない。政黨の存亡と憲法の安危とは全然別問題である。それを同一問題であるかの如く認識し且つ宣傳することは、一つは立憲政治に對する彼等の認識不足から來て居り、他の一つは自己防衛といふ彼等の戰術から來て居ると見て差支ない。率直に言へば、彼等の憲政擁護論には、失墜した彼等の政治的地位と勢力とを挽回するがために、憲政擁護といふ立派な大義名分を利用せんとする、戰術的意識が最も強く動いて居るのを看過してはならない。國民が彼等の宣傳に踊らないのも、此の戰術意識が見え透いて居るからであらう。

現在の我國の政治狀勢を見て、憲政が理想的に運用されて居るとは筆者も考へては居ない。しかしそれかといつて、過去の華やかなりし政黨政治の黄金時代に復歸することが、我が憲政を正道に戻す所以とは尙更考へて居ない。筆者の見解によれば、現在に於ては過去の誤れる政黨本位の憲政から、次の正しい憲政に移行する過渡期である。從

つて眞の憲政の確立は將來にある。そして眞の日本憲政の確立のためには、過去の政黨政治を徹底的に清算することが基礎條件でなければならぬ。政黨者流の憲政擁護は過去の自由主義的憲政擁護であつて、眞正なる日本憲政の擁護ではない。彼等が憲政擁護を以て自分達の專賣特許の如く自負して居るのは、無智にあらずんば僭越である。

二、自由主義政治學の誤謬

政黨政治が自由主義政治學に立脚することは論を俟たない。故に政黨政治に對する根本批判は自由主義政治學に對する根本批判より出發しなければならぬ。歴史的に觀れば、自由主義の發生は、專制國家に對する個人の反抗に始まる。個人の自由・權利・幸福の至上價値を主張して國家といへども容易にこれを侵害すべからざること原則とするものだ。自由主義は個性至上主義の哲學だ。従つて國家主權の絶対一元性を本質的に否認する立場に立つて居る。個人が主であつて國家は従である。國家は個

人の自由と権利とを保護し調整することを目的とする事務的機構である。

自由主義の経済的表現が資本主義である。資本主義は個人の營利行動の自由と、私有財産の自由とを基礎条件とする。國家は個人の經濟活動に對する干渉を最少限度にとり、唯だ各人の營利的自由競争と私有財産とを保護すれば足れりとするのである。故に資本主義は経済的自由主義であり、また経済的個人主義である。

自由主義を糾明する場合、最も肝要なることは、自由主義の發展である。前述の通り、自由主義は個人主義であるが、初期の自由主義政治學は素朴なる字義通りの個人主義を理論づけただけでも、近代の自由主義政治學は、個人主義の集團化即ち團體的個人主義を理論づけた。團體的個人主義とは國家内に存在する集團例へば政黨、資本家團體、勞働組合、宗教團體等の共同利益に立つ團體の價值と權利とを高調し、これらに對する國家の最高統制力を拒否せんとするものである。國家は唯だ此等の團體の自由と權利とを最大限度に尊重し保護することが與へられたる職能であつて、國家主

權の絶對性と一元性を剝奪せんとするものである。ミル、スペンサー、スミス等の舊い自由主義學説は、國家に對して個人を對立せしめたが、デューギ、ラスキ、コール等の新しい自由主義學説は、國家に對して團體を對立せしむるところの所謂多元的國家論を説くに至つた。

三、政黨政治の本質

團體的個人主義に立つ多元的國家論は、國家内に幾つかの政治的ブロック、經濟的ブロック、其他のブロックが分立し、それらのものが各々の部面に於て自由競争を行ふことを肯定するのである。そして國家は全體を統制する最高一元の權力を有せず、各ブロックの自由競争の合法性を監視するにとゞまるのである。諸政黨の政權爭奪、諸財閥の營利競争、勞資並に地主小作人の階級闘争、都市と農村との對立抗爭等は凡て自由主義國家に於ける必然的所産であるが、自由主義政治學はこれらの對立現象を

當然のものと認め、唯だ國家社會の治安が維持されれば足れりとなすものである。故に自由主義學説は出来る限り國家統制力の弱화를圖らんとするものであつて、國家機構の分解作用を促進せんとする理論といふことが出来る。

政黨政治は二個以上の政黨が對立して政權爭奪を行ふことを豫定する政治形態である。政治學的にいへば、政治的團體個人主義に立脚する政治形態が即ち政黨政治である。各政黨は政治部面に於て競争し、その結果最大多數の代議士を獲得したものが政權を掌握するのである。政權を掌握して内閣を組織するが、その内閣は一政黨の内閣であるから、反對黨は事毎に反對闘争を行ひ、内閣打倒を企圖する。議會なるものは政權爭奪のための最大のステーションである。反對黨は有らゆる手段を弄して内閣を打倒せんとし、政府並に政府黨はまた有らゆる精力を傾けて反對黨の攻撃を巧みに防止し、以て一日も長く政權を維持せんとするのだ。政黨政治に於ては、政權爭奪の攻防戰が議會政治の根本基調を成すといつても決して過言ではない。

選挙は國民の意志を問ふ公正なる機會であるべきだが、政黨政治下に行はれる選挙は、公正に民意を問ふどころではなく、買収と干渉の不法手段によつて民意を偽造するのだ。故に選挙は権力と金力とを握る政府黨が勝利を博するに決まつて居る。熾烈なる政權爭奪戰に於て、選挙の公正を期待することは不可能である。故に選挙なるものは、民意の多數が政府を支持するといふ、體裁のいゝ立憲的形式を繕らうからくり過ぎないのだ。最近官僚内閣になつてから選挙肅正が唱へられ、可成り選挙の腐敗が匡正されたけれども、政黨政治に於ける選挙のインチキ性は驚くばかりであつて、若し假りに將來再び政黨政治の時代が到來するにせよ、選挙の腐敗も亦昔に逆戻りするであらうことは明白である。政權爭奪のため手段を選ばざる政黨政治に對して、選挙の公正を期待する如きは、男性に分娩を期待すると同段である。

四、政黨政治の必然性

前にも述べた如く、政黨政治下に於ける政黨は、常に政權爭奪の競争場裡に置かれ、絶えず反對政黨と對立するが故に、その政策行動が次の如く制約される必然性を有する。

一、空間的には國家の全體性を没却して、部分的なる黨利黨略に走る。

二、時間的には政局が絶えず動搖するがために政權維持が短期的となり、長期の國家計畫を行ふことが出来ない。

過去の政黨政治を顧みて、彼等の政治が如何に黨利黨略に走り、國策遂行を無視したかは多言を要しない天下周知の事實である。彼等の政治の主たる項目は、我黨大臣及び政務官の製造、地方官の大量更迭、植民地長官の入れ替へ、議會解散、買収干渉、黨勢擴張又は私利私欲のための鐵道、港灣、河川其他の土木事業、貴族院の懐柔、樞密院への叩頭拜跪等々である。政友會と民政黨とが代る／＼同じことを繰り返すのである。これが憲政常道と叫ばれる。國民生活の安定も民族的對外發展も國防の充實も

教育の刷新も國民精神の作興も、政黨政治には荷が勝ち過ぎるのである。常に選舉區のために肝膽を砕く代議士、常に政權工作に餘念なき政黨幹部に、國策の遂行を註文するのは註文する方が無理である。

政黨内閣が激烈なる政争により、多く短命であるがために、殆んど國策を行ひ得ざることば、フランスの政治體制に於てその典型を見ることが出来る。フランスは自由主義革命の曉鐘を世界に鳴り響した歴史的國家であるが、この國家が自由主義政治體制たる政黨政治の弊害を最も暴露し、最も深刻なる苦悶を感じつゝあるのは皮肉である。この國家機構に於ては、議會の地位は神聖視され、各政黨の黨略的跳梁甚しく、そして何等の制裁を受けないのである。内閣は極端なる政争のために常に短命を以て倒潰さる。最近僅か二個年のうちに六個の内閣が更迭して居る。斯くの如く短命にして弱體なる内閣と横暴專恣なる議會とを以て、到底國策の遂行を期待することは出来ない。最近フランスの國力が漸次衰弱を示し、颯爽として立ち上つた隣邦ナチス・ド

イツのため、一步一步壓迫される傾向にあるは蓋し必然である。

五、民意暢達の眞意義

立憲政治は民意暢達の政治である、政黨は軍部官僚と異り最も能く民意を代表するものなるが故に、立憲政治は政黨によつて運用せられることが正しい、といふのが政黨者流並に自由主義者一般の通論である。彼等は常に好んで「民意」といふ言葉を用ひ、恰も「民意」なるものが自分達の繩張りであるかの如く宣傳して居るが、抑々「民意」とは何んぞや。我々は先づ民意の検討を行はねばならぬ。

民意とは國民の意志の謂である。ところで國民の意志といへば、一概にこれを正しいものと考へていゝか、これは大なる疑問である。民意の動きの中には、善なるものもあれば惡なるものもある。本質的にいへば、民意は受働的なものであつて、善き指導者が指導すれば善い方面を發現し、反對に惡しき指導者が指導すれば惡い方面を發

現するものだ。從來の選舉の經驗に徴しても分るやうに、或る地方の選舉民は比較的墮落して居ないが、それは其處の代議士の人格識見が秀れて居て、選舉に買収しないやうな習慣をつけたから、選舉が良心的に行はれる結果である。しかし他の或る地方では選舉民が極度に腐敗して居て、買収の習慣が抜くべからざる程度に達して居る。そしてどんな代議士候補でも澤山金をバラ撒いた方が當選することになつて居る。それは其處の代議士が古くから買収の習癖をつけたからである。

投票を金錢化することを當然の權益の如く考へてゐる選舉民の民意なるものは惡である。その民意は民意の中の功利的方面の表現である。民意を凡て功利的と見ることは誤りであるが、たしかに民意には功利的部分の存在することを認めなければならぬ。また或る地方の民衆が縣會議員を始めとして多數民政黨から政友會へ轉籍したことがある。その理由を調べて見ると、その地方に鐵道敷設の要求があるのに對して、民政黨は緊縮政策からその要求に中々應じない。そこで政友會の連中が、君達は民政

黨に居たのではないつまで立つても鐵道は敷かれないぞ、政友會に入れば、我黨内閣になれば直ぐ敷いてやる、と云つたものだ。この宣傳にすつかり參つてしまつて彼等は滔々として民政黨を脱して政友會に入黨した譯である。

民意の中には、極めて地方的な部分的な利害意識に捉はれる傾向がある。若し政友會がその地方に鐵道を敷いてやると云へば、政友會が國家的に見てどんな惡政を行はうと御構ひなしで政友會を支持する。また或る代議士が國民の選良に値しない低級な人物であつて、むしろ國政を毒する人間であつても、その代議士が常に選舉區の世話を焼き、色々寄附金などをして置くと、彼はいつの選舉でも立派に當選する地盤を持つことになる。故に一概に民意といつても、その中には國家の理想とか國策とかいふ全體主義イデオロギーと背反する卑俗な功利主義イデオロギーの方面が存在することを見過してはならぬ。故に自分達は民意の代表者などと云つても、彼等が絶対に正しい政治家だとは云へないのである。

近頃の代議士は素質が低下したけれども、國會開設早々の頃は、國士的な立派な人物が代議士になつたといふ話をよく聞くが、しかし筆者はそれにつけても斯ういふ事實を憶ひ起すのだ。明治二十三年に第一回議會が開かれて以來、政府と政黨とは事毎に衝突した。そして明治二十五年には松方内閣と政黨とは正面衝突をやつて議會の解散となり、有名な選舉干渉が行はれ各地で流血の慘を演ずるに至つた。松方内閣が辭職して伊藤内閣が出現したが、これまた政黨と衝突した。議會に多數を占むる自由黨と改進黨とは共同戦線を張つて政府提出の海軍擴張案を否決し、更に衆議院は政府彈劾の上奏文を通過し、これを閣下に捧呈したのであつた。

政府は非常な困惑に陥り、この事態に對する措置につき、畏れ多くも明治天皇の聖斷を仰ぐより外に道は無かつた。明治二十六年二月十日、天皇は國務大臣・樞密顧問官・貴衆兩院議長等の重臣を宮中に御召しになり、和衷協同の詔勅を賜はるに至つた。その結果事態は一變して政府と議會とは調和することになつた。その詔勅の中に

「朕ハ閣臣ト議會トニ倚リ立法ノ機關トシ其各權域ヲ慎ミ和協ノ道ニ由リ以テ朕カ大事ヲ輔翼シ有終ノ美ヲ成サンコトヲ望ム」と仰せられ、また國防の事は一日も忽にすることは出来ないから、向ふ六個年、毎年三十萬圓宛を御内帑金の中から節約して製艦費として下賜され、官吏には俸給の十分の一宛を製艦費として納めしめる旨を仰せ出された。議員等はこの優渥なる詔勅に服従することにより、漸くにして政局の安定は保たれたのであつた。

斯くの如き政府と議會との抗争は、明治維新以來政府に播居した薩長藩閥に對する政黨の反感に起因したものであつた。薩長藩閥に對しては當時の國民も反感を抱いて居たから、政黨は民意を代表したと云ひ得るであらう。そうしてまた薩長政府の遣り方に就いても非難すべきものもあつた。しかし日清戦争といふ國運に關する重大事を目前に控えながら、如何に薩長政府が面憎いとはいへ、製艦費を全部削除するが如きは餘りにも脱線した態度と云はなければならぬ。若し不幸にして藩閥政府に取つて代

つて自由黨改進黨の政黨内閣が出来上つたとしたら、どんな事態を生じたであらうか。恐らく日清戦争は出来なかつたであらう。そして日本の國運發展に重大な蹉跌を來したであらう。しかも畏れ多くも明治天皇の聖斷により此の國家的危機を切り抜けたことは、立憲政治として大なる失態でなければならぬ。當時の代議士の素質は、前にも述べたやうに國士的貫祿を備へてゐたと云はれながら、感情論によつて國策を無視するやうな傾向があつたのだ。彼等は當時買収によつて當選したのではなく、人物識見によつて民衆に推されたのだから、まさしく民意の代表であつた。斯うした點から見ても、民意は時に感情によつて大局を誤る一面を持つことが認められる。

眞の民意暢達は正しい國民意志の暢達でなければならぬ。國民意志は善なる一面と悪なる一面を持つからには、悪なる部面は抑制し善なる部面を助長することにより、始めて正しい意味の民意暢達は遂げられるのだ。この正しい民意暢達こそ憲政の要素となるのである。民意と一口にいつて味増も糞も一所にするのは間違ひである。しか

らば正しい民意とは何んであるか。それは臣民翼賛の赤誠に立つと共に國家全體を考慮する政治意識である。この政治意識は根本に於て國體觀念を把持する道義的のものである。それは功利的、階級的、部分的、感情的のものであつてはならぬ。この正しい民意が發揮されることによつて、日本の立憲政治は始めて成果を結ぶのである。西洋諸國の憲法と異なる日本憲法の精神も茲に存するのである。翻つて考ふるに、民意の代表と誇稱する現在の既成政黨は一體如何なる民意を代表して居るのか。政權爭奪を第一義とし、功利主義に立ち、黨利黨略に流れ、利權採集に没頭する既成政黨は最悪なる民意の代表者である。その民意は抑制さるべき民意であつて助長さるべき民意ではない。最悪なる民意の代表者が、單に民意を代表するの故を以て、憲政唯一の擔當者なりと主張することの理非曲直は極めて明白である。彼等は民意の惡を代表すると共に民意の惡の助長者である。従つて憲政の擔當者どころか、憲政の破壊者である。

六、英國主義の排斥

立憲政治即政黨政治と解釋し且つ主張する論者は、憲政の模範國として英國を頭に描いて居る。日本の憲政を英國の憲政にまで漕ぎつけることを以て、憲政有終の美を成す所以と考へて居る。しかしこゝにも大きな認識不足がある。尤も我國は立憲國として後進國であるから、憲法制定について、西洋諸國の成文憲法を參考としたことは已むを得ざる事柄であつた。しかし憲法の根本精神は飽くまでも我が國體に立脚すべきことは、明治天皇の大御心であり、また政府首腦部の意志であつた。明治九年九月六日、時の元老院議長有栖川熾仁親王に對し、左の如き勅旨が下されてゐる。

「朕爰ニ建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ以テ國憲ヲ定メントス夫レ宜シク汝等之カ草案ヲ起創シ以聞セヨ朕將ニ之ヲ選ントス」

右の勅旨に依り憲法草案が起草されたけれども、それは御採擇遊ばされなかつた。

しかし此の勅旨によつて帝國憲法制定の根本方針は明白にされたといふべきである。

明治十二三年の頃、國會開設の民間運動が熾烈となり、急激なる言論が行はれ、物情騒然たるものがあつたが、同十三年の二月、有栖川熾仁親王は參議等に對して立憲政體に關する意見の奏陳を求められた。これに應じて伊藤博文、黒田清隆、井上馨、山田顯義、大木喬仁等の各參議は、各々文書を以て詳細な意見を奏陳したのであつたが、彼等の意見の内容は區々であつたけれども、左の二點に就いては大體一致して居た。

一、制定せらるべき憲法は我が國體を基礎とし君主の大權を政治の中心とすること
二、國會開設の時期は之を急いで大事を誤ることのないこと

ところで獨り參議大隈重信だけは意見書を提出しなかつた。それで特に御催促を受けて明治十四年三月に至り提出したのが有名な「國會開設奏議」である。この大隈の奏議は明白に英國流の憲法精神に立脚したものであつて、英國の政黨政治を以て憲法の模範なりと論じたものである。そして國會開設の時期に就いては急進論を唱へ、明

治十五年の末に選舉を行ひ、十六年を以て國會を開設すべしと主張したのであつた。

彼の奏議は忽ち閣議に於て大波瀾を生じ、他の參議は凡て大隈に反對した。この問題が導火線となつて、大隈參議は官を免ぜられ、彼の指導下にあつた矢野文雄、牛場卓造、犬養毅、尾崎行雄、小野梓等々の官僚は相率ゐて下野したのである。これが有名な明治十四年の政變であるが、この政變は我が憲政史の序曲に於ける英國主義の敗北を語ると共に、我が國體に基く天皇中心主義を明確にしたものであつた。

當時、憲法制定に關して、朝野を通じ大體三種の意見の流れがあつた。第一は君主中心主義であつて藩閥政府の要人等がこれを主張し、第二は英國主義であつて、英國の憲政を模範とする政黨内閣制の樹立を主張し、この派の中心に大隈重信が居た。大隈は英國主義の最高リーダーであつて、彼の門下から後年著名な政黨政治家が輩出した。彼は明治十五年三月同志と共に改進黨を組織したが、これが今日の民政黨の原始形態であることは云ふまでもない。第三は佛蘭西主義の自由民權論者であつて、その

中心人物は板垣退助であつた。この一派は薩長の藩閥專制政府を打倒して、人民の權利自由の確立を呼號したのであるが、立憲政體として如何なる政治形態を作るべきかといふ具體的主張を有しなかつた。板垣は明治十三年十一月同志と共に自由黨を組織したが、これが今日の政友會の原始形態であつて、彼の門下からも後年有名なる政黨政治家が輩出した。此の自由黨一派は憲政實施後に於て英國主義に轉向して行つた。

斯くの如く憲法制定前に於て諸種のイデオロギイの對立を見たのであるが、政府首脳部に於ては飽くまでも君主の大權を中心とする憲法制定を主張し、大隈、板垣等の外國的イデオロギイを排して進んだのであつた。即ち憲法制定以前に於て英國主義は完全に排斥されたのであつた。斯うした政府の方針は、明治十四年の政變後、右大臣岩倉具視によつて作られた憲法綱領に現はれ、また憲法起草者たる伊藤博文等の意志に現はれた。つまり憲法制定に至るまでの政府部内の方針は一貫して英國主義を排斥したことを記憶しなければならぬ。

七、超然主義の憲法

前に述べた岩倉具視の憲法綱領は、大隈一派が下野した後、岩倉が他の重臣等と協議して作つたものであつて、帝國憲法の基礎案をなすものであるが、この綱領には三通の意見書が附してある。この意見書の内容は、英國流の政黨政治を否定的に批判し、これを我國に移入してはならないこと、内閣は天皇の選任に屬し、議會によつて左右さるべきものにあらざること等を詳細に論じたものであるが、その中に次のやうな文句がある。

「今我カ國ニ於テ立憲ノ政ヲ起シ國會ヲ設立セント欲セハ、事誠ニ新創ニ係ル、是レ宜シク一進シテ英國ノ政黨政府ニ模倣シ、執政ノ進退却テ議院ノ多數ニ任スヘキカ、又ハ宜シク漸進ノ主義ニ本ツキ議院ニ付スルニ獨リ立法ノ權ノミヲ以テシ、行政長官ノ組織ハ專ラ天子ノ採擇ニ屬シ、以テ普國ノ現況ニ比擬スヘキカ、此二様取捨ノ

間ハ今日ノ廟謨以テ永遠ノ基本ヲ立テ百年ノ利害ヲ延クヘキ者ニシテ最要至重ノ問題ナリ」

英國流にするか、普國流（獨逸流）にするか、この二者何れを採用するか、これが大問題だと岩倉が述べて居るのは、憲法の仕組を政黨中心主義で行くか、君主中心主義で行くかといふ意味である。そして岩倉の意見は英國流を排して獨逸流を採用しなければならぬと主張したのであるが、當時の重臣達が一般に獨逸憲法の仕組に多大の共鳴を寄せて居たことは事實である。しかし日本の國體と獨逸の國體とは異つてゐるのだから、日本の憲法を全然獨逸流にする譯もないのであるが、たゞ獨逸の憲法が君主の大權を尊重し、議會中心主義に立つてゐない所に、他の民主主義國家の憲法に比較すれば、日本憲法として参考すべき部分が多いから、當時の重臣達が獨逸憲法に共鳴する所の多かつたのは當然である。こうした態度は憲法起草の任に當つた伊藤博文等にも現はれて居る。

明治十五年三月三日、伊藤博文は勅旨を賜ふて、憲法制度研究のため歐洲に赴くことになつた。伊藤が海外にあつて最も感銘を深うしたのは獨逸と奧太利とであつた。この兩國は政治思想が同一系統であつた。むしろ伊藤等は最初から主としてこの兩國の憲法制度を研究するつもりで出掛けたのであらう。

伊藤が獨逸から岩倉に宛てた書面の中に次のやうな言葉がある。

「着歐以來、僅々二個月半に御座候へ共、獨逸にて有名なる憲法學師グナイストに就て、一週間三回宛の談話を爲すを得、外一法師と共に、一週間三回宛獨逸國の憲法より政府百般の組織、地方自治の限界等に至る迄、法學上の順序に據り、講窮仕、大要不殘筆記仕候故、追て諸公の瀏覽にも可供心得に御座候、今暫くの間は維納府に滞在、當國の大學師スタインに就て、同氏の議論を聞き可申心得に御座候、グナイスト、スタイン兩氏は當今の大學者にして、勿論其著述頗浩翰、各國學者仲間の尤賞讃する所の人物に御座候」

更に同じ書面の中でスタインの説の概略として次の如く述べて居る。

「三國（筆者註、英獨佛）何れも議政體なれども、其精神大いに異なるものあり。英人の説く所は、政府なるものは、國會に於て衆論の多數を占めたる黨派の首領たるもの政治を施設する所と云、佛人は、政府は國會衆議の臣僕なりと云、獨人は、政府たる者は衆議を採るも、獨立行爲の權ありと云、若し此の獨立行爲の權なければ、國會若し其國費を供給せざる時は、手を束ねて國政を放擲せざるを得ず、豈に斯の如き理あらんや。況んや君主は立法行政の大權を親ら掌り、君主の認可を得ずして一も法律と爲る者なく、君主の許諾を得ずして一も施設することのなき主腦たるに於てをや」

このスタイン所説に對して、伊藤が「小生の感格を興起せしめ申候」と述べて居るのを見ると、大いに共鳴したことが分る。當時、民間の民權論者達は、伊藤は獨逸流の憲法を真似て日本憲法を作り、そしてビスマルク流の專制政治を行ふ考だと非難を浴びせたのであつた。獨逸流の超然主義の憲法を作ることが、議會に足場を持たない

藩閥勢力の政權維持のために都合がよいといふ考へ方が、伊藤其他の藩閥要人等の腦裏に絶無だつたと云へないかも知れない。しかし、伊藤等の主觀的意圖がどうあらうと、憲法制定に關し我が國體と距離の遠い英國主義を棄て、比較的距離の近い獨逸主義を最も參考にしたことは、結果に於て正しかつたと云ふべきである。今日、立憲政治即政黨政治なりと斷定して、政黨政治に反對する者は、凡て憲政を否定し、專制政治を謳歌するものであるかの如く論ずる政黨人があるが、彼等は帝國憲法制定に關する如上の歴史的事實を無視する譏りを免れない。

明治二十二年の紀元節を期して、光輝ある帝國憲法が發布されたことは云ふまでもないが、その翌日、時の内閣總理大臣黒田清隆は地方長官を鹿鳴館に招き、一場の演説を試みた。彼は憲政實施の結果として、政黨の發生は必然と見たが、しかし政府は常に政黨に超然として一定の公正なる方針を以て進むべきだと考へた。この趣旨は演説中の次の如き言葉によつて明確に表現されて居る。

「憲法は敢て臣民の一辭を容るゝ所に非るは勿論なり。唯だ施政上の意見は人々其
所説を異にし、其合同する者相投じて團結をなし、所謂政黨なる者の社會に存立するは
亦情勢の免れざる所なり。然れども政府は常に一定の方向を採り、超然と政黨の外に
立て、至公至正の道に居らざるべからず。各員宜しく意を此に留め、不偏不黨の心を
以て人民に臨み、撫馭宜しきを得、以て國家隆盛の治を助けんことを勉むべきなり」

八、伊藤公の卓見

伊藤博文公は帝國憲法の起草者であり、また最初の政友會總裁にもなつた人であつ
て、國家の元老としては最も憲政に關係の深い人であるが、彼れは次の如く語つて居
る。

「外國の憲法は多くは上下の軋轢に成つたものである。而して我國の憲法の成つた
所以はどういふ譯かといふと、國力を歸一し、上下一致の力を以て、此の昭代の日本

國を保つための必要から起つて居るので、即ち君民合體しやうといふ目的から起つて
ゐるのであります。それを學者或は政論を主張する者が往々誤解して、ヨーロッパの
憲法の歴史や其の有様を學ばんと欲するのは、何等の狂者か實に驚き入つたことであ
る」(明治三十二年四月十二日長野市城山館に於ける演説の一節)

西洋諸國の憲法が上下紛争の結果の所産であることは明かであつて、彼等の憲政の
精神は自由主義である。しかし日本の憲法は國力を歸一し、一君萬民の國體を益々明
徴にせんがために生れたものであつて、西洋の憲政と日本の憲政とを同一視すること
は、伊藤公の云ふ如く大なる誤りである。西洋の憲政は自由主義に立つが、日本の憲
政は全體主義に立つて居る。幾つかの政黨が對立して政權争奪に没頭するが如きは、
日本憲法の全く豫想せざることである。現在の自由主義者や政黨政治家は、この日本
憲政の特質に關して、根本的なる認識不足を敢てして居る。

また伊藤公は黨派軋轢に就いて次の如く語つて居る。

「私は春來各地を二三縣歩いて見た所が、實に意外の事に遭遇することが多い。當縣などはさういふ事に立至つて居らぬであらうと考へるのであるが、黨派軋轢の結果、或る所に於ては水害があつて異常なる困難を蒙つて居るにも拘らず、縣會や何かに多數の勢力を占めて居れば、その復舊工事すらさせぬといふことになつて居る。甚しきに至つては、その弊害といふものが實に見るに忍びざるものがある。政黨なども中央政府の政治を争ふて、其の利害を明かにするといふまでは宜しいけれども、遂に斯くの如くにして行き居ると、黨派の軋轢の結果が到頭敵討ちの政治になりはせんかといふことを恐るゝのである。甲の黨派が勢力を得て居る時には己れ獨り事を恣にし、而して其勢力を失したといふ時には、乙の黨派が政治を執つて、豫ねて酷い目にあつた敵討をする。敵討ちをするのには封建時代には矢來を結つて其中でやつたが、日本帝國の議會をして矢來を結つた所の敵討場の如くされては堪らぬと考へるのである。此等は政黨も自ら省みて改良する所がなければならぬ」(明治三十二年五月十五日、

大分市蓬萊館に於ける演説の一節)

伊藤公は當時既に現はれつゝあつた黨派的政争の弊害を見て大いに憂慮し、政黨の反省を促したが、遂に自ら政黨を改善する意圖を以て明治三十三年八月、自由黨系の人々と共に政友會を組織し、初代の總裁に就任するに至つた。伊藤公は政黨人になつても、政黨内閣主義には反對であつて、そのことは當時發表された政友會創立の趣旨の中に次の如く現はれて居る。

「抑閣臣の任免は憲法上の大權に屬し、其簡拔擇用或は政黨員よりし或は黨外の士を以てす、皆元首の自由意志に存す、而して其の已に擧げられて輔弼の職に就き献替のこゝろを行ふや黨員政友と雖も決して外より之に容喙を許さず、苟も此の本義を明にせざらん乎、或は政機の運用を誤り、或は權力の争奪に流れ、其害言ふべからざるものあらんとす。予は同志を集むるに於て全く此の弊竇の外に超立せしむることを期す凡そ政黨の國家に對するや、其全力を擧げ一意公に奉ずるを以て任とせざるべからず」

立憲政治といへば即ち政黨政治なりとするのが、現今の政黨政治家及び自由主義者の通念であるが、伊藤公の見解はこの英國的憲政主義には反對であつて、若し内閣成立に關する大權が無視されるべき、政機の運用を誤り、權力の爭奪に流れ、その弊害の測るべからざることを警めて居る。ところで政黨改善の志を以て自ら身を政黨に投じた伊藤公は、所期の目的を達したかといふに、それは全く失敗と見なければならぬ。彼は二年の後、明治三十五年七月、政友會を去つて樞密院議長に就任した。伊藤公の如き人材を以てしても、政黨の改善を行ふことは不可能だつたのだ。そして其後に於ける政黨の状態は改善されるどころか、益々不健全に發達し、伊藤公の警めた政權爭奪の弊は極度に達するに至つた。その後には於て彼等は遂に純然たる英國流の政黨政治形態を確立し、國家奉公の精神を逸脱して、故夫養政友會總裁の批評する如く、政權爭奪株式會社と化してしまつたのである。しかも此の私黨的政治形態を以て憲政常道なりと宣傳し、此の政治形態を擁護することを以て、立憲政治そのものを擁護するか

の如き觀念を國民に植えつけんと努力しつゝあるのだ。

九、日本議會の本質

日本國家が皇室を中核とする一國一家の血縁的共同體であることは、更めて説くまでもない。明治二十二年の紀元節を期して、憲法發布の大典が擧げられたが、この大典に際し、天皇は先づ、皇祖皇宗の御神靈に對して御告文を奏し給ふたが、その御告文の中に次のやうな御言葉がある。

「願ミルニ世局の進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜シク皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所トナシ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス」

また大典に於て御朗讀あらせられた勅語の中に次の如き御言葉がある。

「惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ民臣祖先ノ協力輔翼ニ依リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ」

日本の建國とその發達が君民の「協力輔翼」に依ることは、勅語に示された通りである。この一君萬民の典型的な民族共同體を一層強化するために、臣民翼贊の制度として、天皇親ら制定し給ふたのが帝國憲法である。故に日本の憲政は一國一體の國體精神を具現すべきであつて、政府と人民とが相争ひ、また國民の間に幾つかの政黨が對立抗爭して政權争奪を演ずるが如きは、帝國憲法の精神を冒瀆するものでなければならぬ。況んや日本憲政を以て、西洋流の政黨政治なりと解する如きは、思はざるの

甚しきものである。

日本憲法の精神に立てば、帝國議會は政權争奪の舞臺より、臣民翼贊の府に歸らなければならぬ。日本憲法は政黨の功利主義的鬭争を許さない。議會は一切の政權欲と利權欲とを清算して、正しい民意を暢達し、以て天業翼贊の赤誠を盡すべきである。茲に日本議會の本質がある。

日本の憲政の確立のために、制度上政府と議會との機能的限界を明確にすることが妥當である。議會はどこまでも批判審議を職能とする翼贊機關であつて、それ以上のものであつてはならぬ。この立場を明確にするため、議員にして大臣其他の官職を兼ねることは之を禁止することが正しい。斯くすることにより、議會は政權争奪の舞臺たることを免れるであらう。しかし議會は與へられたる職能は飽くまでも強く正しく發揮しなければならぬ。政府の施政に對しては嚴正公平にこれを批判検討し、政府を督勵鞭撻し、天皇政治の益々興隆せんことを期しなければならぬ。若し政府にして無

爲無能若くは非理不正なる場合、議會は斷乎として政府を彈劾し、より善き政府の出現を期すべきである。要は議會がその職能の限界を確守しつゝ、強く正しくその職能を發揮することが眞の臣民翼賛であり、眞の民意暢達である。

議會をして眞の臣民翼賛府たらしめ、眞の民意暢達機關たらしむるためには、現在の議會構成は一大改革を行ふ必要がある。貴族院令、選舉法其他を改正して、議員の素質を向上し、最も有能にして最も正義なる國民的政治意識を議會に反映しなければならぬ。貴族院の如きは親讓りの華族や古手官僚やブルジョア代表の巢窟たらしむるよりは、眞に各方面の智能代表を網羅すべきである。衆議院の如きも純眞にして公正なる各地方代表を以て構成し、愚劣なる政治ブローカーの存在の餘地無からしむべきである。

一〇、日本獨得の憲政

日本的憲政確立のためには、前述の如き正しき日本の議會の構成と相俟つて、正しき日本の政府の存在を絶対必要とする。正しき日本の政府とは、政黨内閣でもなく、官僚内閣でもなく、軍部内閣でもなく、眞に國民第一流の人材を網羅したる天皇輔翼のブレン・トラストである。それは高度の國策經綸を有すると共にこれを斷行し得る強力なる政府である。それは國政の頭腦であり且つ心臓であつて、眞に國民大衆の信望を勝ち得る政府である。斯くの如き政府の樹立には、内閣奏請者たる元老重臣に重大な責任がある。從來の如く國策經綸なき弱體無能の内閣が生れることは、元老重臣が消極退嬰の機會主義に囚はれ、時代動向に對する明識を缺いた結果に外ならぬ。

正しき政府は強力なる存在として長期的生命を有すると共に、其の統制下に國策樹立に關する有能なる綜合的調査機關と豫算査定機關とを有し、常に大局に立つて、内外に亘る一切の國策原案を用意すべきである。そうなれば各省の豫算分捕戰の如き醜態も跡を絶ち、國策と省策とを取り違へるやうなへまをしないで済むであらう。政府

に對する議會の態度は、一意奉公の赤誠を以て、政府の方針政策を審議批判し、以て臣民翼賛の全機能を發揮することにある。斯くして政府と議會とは各々職分を守りつゝ、其の機能を發揮し、且つ全體主義意識に立つて協力一致することにより、上は天皇の御信任に答へ、下は國民の委託に報いることが出来るのである。茲に日本獨得の憲政の姿が現はれる。

最後に政黨に就いて一言しなければならぬ。參政権を與へられたる國民が政治結社を作ることは、帝國憲法の認める所である。政治結社は即ち政黨である。故に立憲政治下に於て、主義主張の相異により、幾つかの政黨の發生を見るのは必然と見なければならぬ。このことは既に憲法制定前後の政府要人等も認めて居た事柄である。しかし日本の政黨は日本憲政の本質を體得したものでなければならぬ。即ち一切の功利的な政權欲や利權欲を離れて、純眞に臣民翼賛の意識に立つものでなければならぬ。故に政黨は緩やかな政治的グループであつて、固定した黨派根性を持つべきものではない。

い。伊藤公の云ふが如く、源平式に對立抗爭すべきものではない。

右の觀點から見れば、現在の既成政黨は完全に落第であつて、日本憲政の確立のためには、政治部面から清算さるべき運命にある。また無產政黨も然りである。彼は階級意識に立ち、階級的政治闘争を意圖するものであつて、日本憲政の精神から逸脱したものである。これらの誤れる政治的存在を我が政治部面から解消せしむることが、眞に日本憲政を擁護する基礎工作でなければならぬ。(完)

337
1252

松
◎維新パンフレット第一編
永 材著 (一部十錢)

日本國體と政黨政治

發行所 維新制度研究會

松
◎既刊パンフレット
永 材著 (一部十錢)

日本独自の議會政治

東京市牛込區市谷田町一ノ四

發行所 日 本 人 社

米 持 格 夫 著 (一部十錢)

政黨撲滅論

東京市牛込區戸山町十七番地

發行所 日 本 主 義 學 會

昭和十二年一月廿日印刷納本
昭和十二年一月廿五日發行

(定價十錢)

著 者 赤 松 克 麿

發 行 者 米 持 格 夫

東京市牛込區
戸山町十七番地

印 刷 者 並 木 順 作

東京市麻布區
新廣尾三ノ八七

發行所 維新制度研究會

東京市麹町區内幸町一ノ六
商興ビル 電話銀座五二一
五二三

取次所 日本講演通信社

東京市京橋區銀座西六ノ二
電話銀座六六一〇

終

